

つがるファン倶楽部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、「つがるファン倶楽部」（以下「倶楽部」という）と称する。

(事務局)

第2条 倶楽部の事務局は、つがる市東京事務所内に置く。

(目的)

第3条 倶楽部は、つがる市民をはじめ、つがる市に関わりのある全ての人とその他のつがる市を応援する人との人的ネットワークの構築を図り、つがる市と首都圏との橋渡しをするため、より効果的な各種情報の収集・発信・交換を行い、つがる市のあらゆる活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 倶楽部は、第3条に規定する目的を達成するために、次のことを行う。

- (1) つがる市出身者及び関係者の掘り起こしと交流
- (2) 企業誘致の情報収集
- (3) 移住・定住の情報発信、相談対応
- (4) 新規就農者獲得のための情報発信、相談対応
- (5) つがる市及びつがるブランドの情報発信
- (6) ふるさと納税の情報発信
- (7) つがる市及びつがるブランド農産物並びに加工品のPR
- (8) その他本倶楽部の目的達成に必要なこと

第2章 部員

(入部)

第5条 倶楽部に入部しようとする者は、入部申込書を部長に提出しなければならない。

(部員)

第6条 この規約において部員とは、倶楽部の目的に賛同し、この規約を承諾し、入部手続きを完了したものをいう。

2 部員は、つがる市の魅力をPRし、つがる市に興味を持ってもらえる方を増やすことに協力することとする。

(禁止行為)

第7条 部員は、倶楽部が提供するサービスの利用に当たっては、次の行為を行ってはいけない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは倶楽部の著作権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

- (2)他の部員、第三者若しくは倶楽部を誹謗中傷する行為または倶楽部の運営を妨げる行為
- (3)事実に反する情報または公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の部員若しくは第三者に対して提供する行為
- (4)選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (5)事務局の承諾なく倶楽部の情報若しくは倶楽部が発信する情報を用いた営利を目的とする行為またはその準備を目的とする行為
- (6)その他、法令等に違反する行為またはそのおそれのある行為

(部員の届出義務等)

第8条 部員は部員の個人情報その他入部申込書の記載内容に変更が生じた場合または退部する場合は、事務局へ速やかに届け出なければならない。

(退部)

第9条 部員が次に掲げる場合には退部したものとする。

- (1)本人より申出等があったとき
- (2)部員が死亡したとき

2 部長は、部員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該部員の部員資格を取り消すことができる。

- (1)第7条の各号に掲げる行為を行ったとき
- (2)入部申込書に虚偽の記載があったとき
- (3)事務局からの連絡に対し、応答を拒否する場合。または、登録されている連絡先が既に使われていない等の理由により連絡を取ることが不可能な場合
- (4)部長が部員として不適當であると判断したとき

(損害賠償)

第10条 事務局は、倶楽部の運営に関して生じた部員の損害、部員同士または部員と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとする。

(部費)

第11条 部費は無料とする。

第3章 役員

(役員の種類別)

第12条 倶楽部に、次の役員を置く。

- (1)部長1名
- (2)副部長2名
- (3)監事2名

2 上記のほか、本会にアドバイザーを置くことができる。なお、アドバイザーは、部長が委嘱する。

(役員を選出)

第13条 役員を選出等は、全体会で行う。

(役員職務)

第14条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 部長は、倶楽部を代表し、倶楽部の活動を総括する

(2) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代行する

(3) 監事は、倶楽部の会計の事務を監査し、全体会において監査報告をする

(4) アドバイザーは、相談を受けた倶楽部の運営等について、提案や意見を述べるものとする

(役員任期)

第15条 役員任期は、3年とし、不慮の事故等により役員が欠けた場合は、後任の役員を選出する。ただし、その場合の任期は、前任者の残任期間とする

第4章 全体会

(全体会種別)

第16条 倶楽部の全体会は、通常全体会及び臨時全体会とする。

2 通常全体会は、毎年度決算終了後3月以内に開催するものとし、臨時全体会は、部長が必要と認めたとき開催するものとする。

(全体会構成)

第17条 倶楽部の全体会は、役員とアドバイザーをもって構成する

(全体会権能)

第18条 全体会は、次に掲げるものについて議決する。

(1) 前年度事業報告及び会計報告並びにこれらの承認

(2) 新年度事業計画案及び予算案並びにこれらの承認

(3) 役員選出

(4) その他

(全体会招集)

第19条 全体会は、部長が招集する。

(全体会議長)

第20条 全体会議長は、部長がその任にあたる。

(全体会合意)

第21条 全体会議事は、出席者の過半数をもって合意とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 全体会合意事項は、速やかに会員へ報告しなければならない。

第5章 会計

(事業計画及び予算)

第22条 倶楽部の事業計画及び予算は、全体会合意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が全体会において合意されていない場合には、部長は、全体会において予算が合意される日までの間は、前年度の予算を基準として収入並びに支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第23条 倶楽部の事業報告及び決算は、監事の監査を受け、全体会の合意を得なければならない。

(会計年度)

第24条 倶楽部の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第25条 この規約は、全体会において合意を得なければ変更することはできない。

(解散)

第26条 全体会の合意に基づいて解散する場合は、総部員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

第7章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第27条 倶楽部の事務局には、規約、部員名簿、収支に関する帳簿等の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第28条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は全体会の合意を経て、部長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和3年6月21日から施行する。
- 2 倶楽部の開設初年度の事業計画及び予算は、第22条の規定にかかわらず、開設時の全体会の定めるところによる。
- 3 倶楽部の開設初年度の会計年度は、第24条の規定にかかわらず、開設の日から令和4年3月31日までとする。